

京都市訓令甲第 27 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表環境政策局の款適正処理施設部の項クリーンセンターの目中「南部クリーンセンター工場課」を「南部クリーンセンター」に改め、同項埋立事業管理事務所の目中

「

職員の送迎自動車運転業務に従事する職員	交替に 午前7時から午後3時45分まで  午前8時30分から午後5時15分まで  午前9時30分から午後6時15分まで	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
その他の職員	一般職員に同じ		

を

」

「

全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、土曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31
-----	---------	---------	--------------------------------------

に改める。

」

			日まで
--	--	--	-----

別表行財政局の款総務部の項庁舎管理課の目中

市長の送迎自動車の運転業務に従事する職員	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
副市長又は教育長の送迎自動車の運転業務に従事する職員	午前10時45分から午後7時30分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ

を

副市長の送迎自動車の運転業務に従事する職員	交替に 午前7時30分から午後4時15分まで 午前10時45分から午後7時30分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
-----------------------	--	---------	---------

に改める。

	分まで		
--	-----	--	--

」

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項児童福祉センターの目中「児童相談所相談課の職員」を「児童相談所の職員」に、「児童相談所相談課の保育士」を「児童相談所企画調整課の保育士」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)